

日本遺産認定記念「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」  
展示会イベント企画・運営等業務に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

日本遺産認定記念「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」展示会イベント企画・運営等業務委託

(2) 業務内容

日本遺産認定記念「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」展示会イベント企画・運営等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月10日まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 予算額

5,700,000円（消費税相当額を含む。）

(6) 業務実施上の条件

業務打ち合わせの第1回及び成果品納品時の打ち合わせには、主任担当者が出席するものとする。

(7) 成果品

ア 成果品の種類及び提出部数並びに提出期限

提出する成果品は、原則として日本産業規格A4版（やむを得ない場合はA3版も可とする。）、文字サイズは全て10ポイント以上とし、紙媒体で2部作成する。併せて、データ等を収録した記憶媒体（CD-R等）についても1部提出すること。

なお、報告書等の様式の詳細は、受託者との協議により別途定めるものとする。

番号	書類名	提出部数	提出期限
1	業務報告書 （企画、実施概要、来場者数等）	2部	令和5年3月10日まで
2	その他本業務において作成した資料等	1部	
3	本業務の事業経費で購入した備品類 ※該当品がある場合のみ	1式	
4	データ等を収録した記憶媒体（CD-R等）	1部	

(8) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無

断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。

カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。

(ア) 提案資格を満たさないこととなった場合

(イ) 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全てシュガーロード連絡協議会に帰属する。

ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を3(3)の場所に届け出なければならない。

## 2 スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和4年8月5日（金）
説明書その他資料配布期間	令和4年8月5日（金）から 令和4年9月28日（水）17時まで
説明書等に対する質問書提出期間	令和4年8月26日（金）15時まで
質問に対する回答期限	令和4年8月31日（水）15時まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
参加表明の手続き期限	令和4年8月23日（火）17時まで【必着】
参加資格確認通知日及び 提案書提出要請日	令和4年8月26日（金）
提案書提出期限	令和4年9月29日（木）17時まで【必着】
ヒアリング実施日	令和4年10月7日（金）
決定・非決定通知日	令和4年10月11日（火）
見積書提出期限	令和4年10月18日（火） ※特定者に対して商工振興課から連絡します。
契約締結予定日	令和4年10月21日（金）

## 3 参加表明の手続き

### (1) 提出書類（第1号様式及び様式ア）

「プロポーザル参加表明書」及び「担当者連絡先」

(2) 提出期限

令和4年8月23日（火）17時必着（提出期限内に下記提出場所に到達していること。）

(3) 提出場所

〒850-8685

長崎市桜町4番1号 商工会館4階

長崎市商工部商工振興課（電話：095-829-1150）

(4) 提出方法

郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法による。

電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和4年8月26日（金）

5 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書（様式シ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記(3)に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公開日から令和4年8月26日（金）15時必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市商工部商工振興課 電話：095-829-1150

E-mail: shoko@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ：095-829-1151

(4) 質問に対する回答

令和4年8月31日（水）15時までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ス）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうがよいと思われるものについては適宜回答する。

6 提案書の提出

(1) 提出書類

文書番号	書類名	備考	作成要領
1	提案書	第4号様式	
2	組織調書	様式イ	

3	業務等実績調書	様式ウ	① 過去に同種業務を実施した実績を記入すること。 ② 過去7年間に実施・完了したものを記載すること。 ③ ②記入内容を証明する書類（内容がわかる実績結果の写し等）を添付すること。 ※同種とは、国、地方公共団体又は企業団体等が実施する市民参加型イベントの企画・運営・開催をいう。
4	配置予定者調書	様式エ	担当者ごとに作成すること
5	参考見積書	様式オ	① 予算額を超える場合は、審査対象としない。 ② 人件費、その他経費ごとに明細を記載すること。
6	業務等の実施方針	様式ケ	業務に対する目的、コンセプト及び取り組み体制、提案者の独自性などの特徴を簡潔に記載すること。
7	業務等の実施手法	様式コ又は任用様式	業務実施手順を示す全体スケジュールや実施フローを記載すること。
8	展示会イベント企画・運営等業務企画内容	任意様式	仕様書「7 業務概要」を配慮したうえで作成すること。

(2) 参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積りを提出すること。

ただし、その取扱いは積算の際の参考および提案書を特定するための評価項目として用いることとする。その際の評価の着目点は9に示す。

(3) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本産業規格A4版とし、文字サイズは全て10ポイント以上とする。

ただし、やむを得ない場合はA3版も可とする。なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(4) 提出部数

提出書類一式をセットにしたものを**10部**（うち1部は会社名あり、9部は会社名なし）とし、提案書（第4号様式）については、裏面を白紙とする。また、会社名なしの書類については製本せず、一式をゼムクリップ等で留めること。ホチキスは使用しないこと。なお、会社名なしの書類については、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。

(5) 提出期限

令和4年9月29日（木）17時【必着】（提出期限内に下記提出場所に到達していること。）

(6) 提出場所

〒850-8685 長崎市桜町4番1号 商工会館4階  
長崎市商工部商工振興課（電話：095-829-1150）

(7) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法による。

7 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

提案書の提出者が8者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、8者に絞り込んだ上でヒアリングを実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が8者を超える場合であっても、日本遺産認定記念「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」展示会イベント企画・運営等業務委託特定審査委員会委員長が8者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2) 実施方法

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングをリモートにて行う。

(3) 実施予定日

令和4年10月7日（金）（詳細については別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。）

(4) 持ち時間

説明15分以内及び質疑応答10分程度 計25分程度

(5) 出席者

3人以内とする。

(6) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

8 受託者の決定・非決定に関する事項

- (1) 特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては、決定通知書により、受託者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和4年10月11日（火）

9 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別添の「評価基準」のとおりとする。

10 契約書の作成の要否

要

11 担当課

〒850-8685

長崎市桜町4番1号 商工会館4階

長崎市商工部商工振興課

電話 095-829-1150

FAX 095-829-1151

電子メールアドレス shoko@city.nagasaki.lg.jp